

## 日立市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、日立市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日立市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 日立市水防計画に関し調査審議をすること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 5 人以内
- (2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 5 人以内
- (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10 人以内
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

10 人以内

(8) 地方団体及び事業所の役員又は職員のうちから市長が任命する者 12 人以内

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

## 資料 1-1

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

## 資料 1-2

## 日 立 市 防 災 会 議 委 員 名 簿

(令和2年10月1日現在)

区 分	所属機関及び職名	氏 名	所属機関所在地	電話番号 FAX 番号
会 長	日立市長	小 川 春 樹	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000
第1号	関東森林管理局 茨城森林管理署署長	岡 井 芳 樹	水戸市笠原町978-7	050-3160-6005 (029) 243-7125
	第三管区海上保安本部 茨城海上保安部長	本 田 浩 二	ひたちなか市和田町 3-4-16	(029) 263-4118 (029) 262-4371
	関東地方整備局 常陸河川国道事務所所長	原 田 昌 直	水戸市千波町1962-2	(029) 240-4061 (029) 240-4081
	関東農政局茨城県拠点 地方参事官	月 村 政 信	水戸市北見町1-9	(029) 221-2184 (029) 225-6253
第2号	茨城県日立保健所所長	牛 尾 光 宏	日立市助川町2-6-15	22-4188 24-5132
	茨城県高萩工事事務所所長	石 川 博 章	高萩市大字下手綱 1405-2	(0293) 22-2255 (0293) 23-1241
	茨城県茨城港湾事務所 日立港区事業所所長	藤 俊 一	日立市久慈町1-3-21	52-4000 53-5337
第3号	日立警察署署長	中 山 文 雄	日立市本宮町4-17-1	22-0110 24-2162
第4号	日立市副市長	梶 山 隆 範	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市副市長	吉 成 日出男	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市公営企業管理者	岡 部 和 彦	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市市長公室長	田 所 強	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市総務部長	渡 邊 貴 志	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市財政部長	鬼 澤 康 志	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市生活環境部長	橋 本 仁 一	日立市助川町1-1-1	22-3111 21-7000

資料 1-2

区 分	所属機関及び職名	氏 名	所属機関所在地	電話番号 FAX 番号
第4号	日立市保健福祉部長	鈴木 さつき	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市都市建設部長	高 橋 薫	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
	日立市産業経済部長	岡 見 安 美	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
第5号	日立市教育長	折 笠 修 平	日立市助川町 1-1-1	22-3111 21-7000
第6号	日立市消防長	星 宏 隆	日立市神峰町 2-4-1	24-0119 22-0102
	日立市消防団長	川 井 健 一	日立市神峰町 2-4-1	24-0119 22-0102
第7号	東日本電信電話株式会社 茨城支店支店長	長 野 公 秀	水戸市北見町 8-8	(029) 224-4504 (029) 232-4950
	日本赤十字社 茨城県支部事務局長	服 部 隆 全	水戸市小吹町 2551	(029) 241-4516 (029) 241-4714
	日本放送協会 水戸放送局 放送部長	小 林 達 夫	水戸市大町 3-4-4	(029) 232-9801 (029) 232-9883
	東京電力パワーグリッド株式会 社 茨城総支社日立事務所所長	多 田 健 一	日立市神峰町 2-8-4	77-3201 23-5106
	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社日立駅駅長	小 沼 寿 行	日立市幸町 1-1-1	22-1561 21-0154
	茨城交通株式会社 交通事業部長	仲 野 徳 寿	日立市千石町 2-14-10	32-7380 32-7383
	東京ガス株式会社 日立支社支社長	谷 口 元	日立市幸町 1-22-2	21-6071 24-0766
	東日本高速道路株式会社 関東支社水戸管理事務所所長	栗 田 敏美男	水戸市加倉井町 2206	(029) 252-6151 (029) 252-6155
第8号	株式会社日立製作所日立事業所 総務部長	水 出 浩 司	日立市幸町 3-1-1	55-0032 55-9829
	三菱パワー株式会社 日立工場 日立人事総務グループ 総務担 当課長	安 部 雄 二	日立市幸町 3-1-1	050-3779-7147 55-9913

資料 1-2

区 分	所属機関及び職名	氏 名	所属機関所在地	電話番号 FAX 番号
第8号	JX 金属株式会社日立事業所 副所長(兼) 総務部総務担当部長	平 田 章	日立市白銀町 1-1-2	23-7112 23-7256
	一般社団法人 茨城県日立市医師会 会長	星 野 寿 男	日立市東多賀町 5-6-15	37-1014 36-3508
	日立セメント株式会社 経営管理部総務課長	根 本 佳 則	日立市平和町 2-1-1	23-7400 23-7437
	株式会社日立物流東日本 総務部長	峯 島 健 寿	日立市城南町 1-5-1	22-0510 22-0531
	日立地区通運株式会社 取締役総務部長	小 林 英 文	日立市幸町 2-1-50	22-0131 22-2294
	日立商工会議所 専務理事	鈴 木 昇	日立市幸町 1-21-2	22-0128 22-0120
	茨城県水難救済会 久慈支部救難所所長	木 村 勲	日立市久慈町 1-1-2	52-3360 52-6133
	茨城県水難救済会 川尻支部救難所所長	田 山 敏 一	日立市川尻町 1-10-10	43-5344 42-8173
	日立市コミュニティ推進協議 会	西 村 ミチ江	日立市助川町 1-1-1	22-3111 24-5301
	伊師団地経営者協議会会長	今 橋 正 守	日立市十王町伊師字十 王前 20-42	39-1161 39-1162

「日立市防災会議専門委員」

職 名	氏 名	所属機関所在地・住所	電話番号
日立市防災会議専門委員	大 原 隆 史	東海村東海 1-10-40	25-6121
日立市防災会議専門委員	仲 山 高 史	日立市幸町 3-1-1	55-5060
日立市防災会議専門委員	新 井 信 義	日立市東大沼町 1-17-26	34-3351
陸上自衛隊勝田駐屯地施設教導隊水際 障害中隊長	有 菌 光 代	ひたちなか市勝倉 3433 (勝田駐屯地)	(029)274-3211 内 485

## 資料 1-3

### 日立市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、日立市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をこれに充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任規定)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。